

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年2月15日

北海道知事 鈴木直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 外国人介護人材受入研修事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

外国人介護人材の受入を検討する社会福祉法人や介護サービス施設・事業所等の理解を促進するため、外国人介護人材の受入に係る各制度の仕組みや受入に当たっての具体的な留意点等を網羅した内容のセミナー（オンライン研修）を実施することにより、外国人介護人材について適切な受入を図る。

(3) 契約期間 契約締結日から委託業務を実施する事業者の提案書における研修終了日の30日後又は令和6年3月31日のいずれか早い日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本社若しくは事業所（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(6) 暴力団関係事業者等でないこと。

(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納稅義務がある場合は除く）

ウ 消費税及び地方消費税

(8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付期間 令和5年2月15日（水）から令和5年3月1日（水）まで

（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 申請書の交付場所

次の場所で交付する。

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

電話番号011-231-4111（代表）内線25-676

011-204-5272（直通）

なお、申請書は北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

ウ 申請書の提出期限 令和5年3月1日（水）午後5時必着

エ 申請書の提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

オ 申請書の提出場所 3の（1）のイに同じ。

（2）審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

（1）交付期間 3の（1）のアに同じ。

（2）交付場所 3の（1）のイに同じ。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

（1）提出期限 令和5年3月15日（水）午後5時必着

（2）提出場所 3の（1）のイに同じ。

（3）提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徵取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

3の（1）のイに同じ。

10 その他

（1）提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（2）審査結果及び特定者名は、公表する。

（3）詳細は、説明書による。